経営労務診断サービスのサイトはこちらから

http://www.shakaihokenroumushi.jp/organization/tabid/263/Default.aspx

ヒトを大切にする企業
経営労務診断
適合企業
999999999999999(2)

信頼される企業へのステップアップ

経営労務診断サービス

人事労務の長所、埋もれたままにしていませんか？

- ☑自社の優れた点を**アピールできていない**
- ☑労務管理の情報収集に手が回らない。**法令順守できているか不安**
- ☑良い人材を集めたいが、**関心が持たれない**
- ☑海外の企業や外資系企業に**存在感を示したい**
- ☑取引先に、**信頼できる企業情報**として活用してもらいたい

経営労務診断サービスで健全性をアピール。企業価値が大きくアップします！

経営労務診断サービスは、「**安心安全な取引が可能な企業**」「**快適な職場環境を有している企業**」であることを社会保険労務士が確認し、インターネット上で表明するものです。企業のアピール内容が客観的事実として取引先や求職者に信用されます。また、多様な働き方の推進による企業の持続的な成長を社会保険労務士が支援します。

※診断を受ける企業は、ROBINS 掲載料と経営労務診断の診断料が必要となります。

POINT 1 「人を大切にする企業」であることをアピールできます。

成長する企業は人を大切にします。専門家の診断を受けることで最適な経営労務管理を実現します。一億総活躍社会に向けて取り組む企業としてアピール。

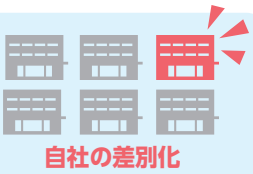

POINT 2 有為な人材の確保につながります。

求人票やホームページの人材募集ではわからない企業の人事・労務実態を求職者に正確に伝えます。企業と人のベストマッチングの足がかりに。

POINT 3 人事・労務面の健全性を証明します。

診断を受けた企業には「経営労務診断シール」を配布。自社 Web サイトに貼り付けて、企業の健全性を示すシールとして活用できます。

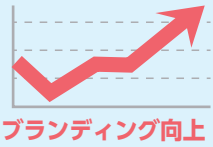

全国社会保険労務士会連合会
JAPAN FEDERATION OF LABOR AND SOCIAL SECURITY ATTORNEY'S ASSOCIATIONS

「サイバー法人台帳 ROBINS」に登録したら、経営労務診断サービスを！

社会保険労務士が診断した結果は、「サイバー法人台帳 ROBINS」サイトへ掲載・公表することができます。診断情報を「サイバー法人台帳 ROBINS」に掲載する企業は、基本規定コンプライアンスをクリアした企業ということになり、取引先や求職者へ企業の健全性と将来性をアピールできます。

- ■労務リスクの低減につながる⇒経営マネジメントの向上
- ■事業の特徴や強みをアピール⇒売上向上
- ■実在証明になる⇒求職者や取引先の確保
- ■取引先の信用情報を確実に把握⇒外資系企業との連携
- ■働きやすい企業風土が醸成⇒人材定着率の向上
- ■事業の展開支援が受けられる⇒海外進出

経営労務診断サービスで公表できること

経営労務診断適合（ホワイト企業宣言）

経営労務診断に適合した企業に、適合シールと、「ホワイト企業」としての宣言を掲載できます。

事業者コメント

事業者からの消費者や求職者に対するメッセージを込めたコメントが掲載できます。

経営労務管理情報

経営労務に関する情報を、細かく掲載でき、信用度を高めます。

●経営労務管理に関わる基本規定

□法定帳簿　□人事労務関連規程
□人事労務管理体制　□社会保険・労働保険
□組織関連規程

●経営労務管理に関わる基本的数値情報

□従業員情報　□就業情報　□労務管理情報

診断した社会保険労務士情報・電子署名

診断した社会保険労務士の署名を入れることで、情報の信頼性を高めます。

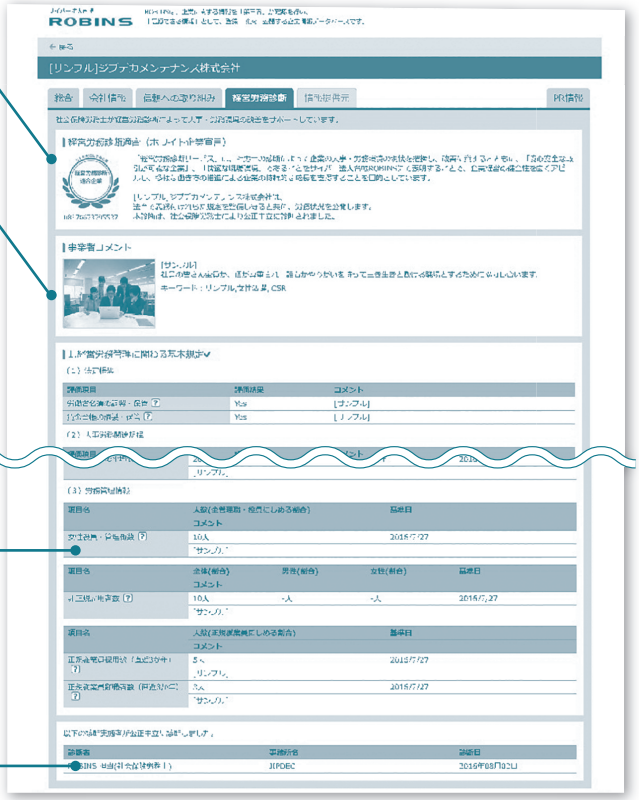

経営労務診断シール

社会保険労務士による経営労務診断を受けて適合した企業には、「経営労務診断シール」の使用が認められます。自社 Web サイトや名刺に専用ロゴを表示することで、人事労務の適正化に積極的に取り組んでいることが「見える化」します。

診断を受けた企業 WEB サイトに経営労務診断ロゴを表示し経営労務への取り組みをアピール

ロゴをクリック

リンク

経営労務診断の結果を表示

経営労務診断サービスを受けたい方は、最寄りの経営労務診断の資格を持つ社会保険労務士へご相談ください。

診断の資格を持つ社会保険労務士は ROBINS サイトより検索できます。

1. ROBINS 検索サイト（https://robins.jipdec.or.jp/robins/）へアクセス。
2. 「自社を正式登録したい」から、「目的」の「経営労務診断を登録する（社会保険労務士）」にチェック。所在地や氏名で検索し、相談したい社会保険労務士の名前をクリック。
3. 「事業者を代表する Web サイト」もしくは「主たる事業所の代表電話番号」から「経営労務診断サービスを受けたい」とご連絡。

お問い合わせ先